

29 西危第 196 号
平成 29 年 7 月 14 日

西東京市個人情報保護審議会会長 殿

西東京市長 丸山 浩一

東京都被災者生活再建支援システムの導入について（諮問）

西東京市個人情報保護条例（平成 13 年西東京市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

発災後に被災者を対象に発行する「り災証明書」の交付を円滑に行うこと等を目的として、東京都被災者生活再建支援システムを導入し、同システムを運用することに関し、必要な個人情報を本人以外のものから収集し（条例第 8 条第 2 項）、同条第 1 項に規定する利用目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用（以下「目的外利用」という。）すること（条例第 10 条第 2 項）及びそれらに伴う本人通知の例外（条例第 8 条第 3 項及び第 10 条第 3 項）について

2 諮問理由

東京都被災者生活再建支援システム（以下「共同利用システム」という。）は、地震等の大規模な災害が発生した際に、迅速かつ効果的に被災者の生活再建を支援するため、東京都と東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）が開発しているものであり、西東京市を含め都内 31 区市町村が共同で利用するシステムである。

共同利用システムを利用して災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 に規定するり災証明書の交付を行うに当たり、西東京市の防災業務に関わる実施機関内部において個人情報の目的外利用等が生じることから、西東京市個人情報保護審議会に諮問するものである。

3 収集及び目的外利用する個人情報の内容

| | 個人情報 保有機関 | 項 目 |
|----------|--------------|---|
| 住民基本台帳情報 | 市民課 | 識別番号、世帯番号、氏名、通称名、世帯主氏名、現住所、現住所方書、前住所、前住所方書、転出先住所、転出先方書、本籍、性別、生年月日、続柄、在留カード等番号、国籍、在留資格、在留資格期間、在留終了年月日、異動年月日、異動事由 |
| 家屋台帳情報 | 資産税課 | 物件番号、物件所在、家屋番号、所有者識別番号、所有者世帯番号、所有者氏名、所有者住所、所有者住所方書、納税義務者識別番号、納税義務者世帯番号、納税義務者氏名、納税義務者住所、納税義務者住所方書、共有者数、現況種類用途、現況構造、現況屋根、現況階層、現況床面積 |

4 共同利用システムの運用等

(1) 平常時における個人情報の取り込み

上記3の情報を災害発生前に共同利用システムに取り込み、災害発生時に速やかに運用できる態勢を整える。

(2) 建物被害認定調査の実施等

災害の発生後、上記3の情報及び建物被害認定調査結果を共同利用システムに取り込み、被災者台帳データベースを作成する。

(3) り災証明書の発行

共同利用システムから、り災証明書を発行し被災者に交付する。

(4) 生活再建支援業務への活用

上記(3)のり災証明書の発行後、被災者台帳データベースを生活再建支援業務に活用し、長期的かつ継続的な被災者支援を行う。

(5) 共同利用システムの導入時期

平成29年9月（予定）

5 共同利用システムのセキュリティ

(1) 共同利用システムは、庁外に設置する被災者生活再建支援システムサーバに行政専用の閉域ネットワークであるLGWAN回線を利用し、市の電子計算組織と結合する。なお、システム利用のための通信は暗号化される。

(2) 自治体毎にIDが割振られ、各自治体のデータベースには、各自治体の職員のみがアクセス可能となる。

(3) 共同利用システムを利用できる端末や職員は限定される。